

下水道法第16条に関する施工承認手続基準

(趣旨)

第1条 この基準は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持（以下「工事等」という。）に係る承認の申請、承認基準及び引継手続について必要な事項を定めるものとする。

(承認申請及び変更)

第2条 法第16条に規定する承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第16条関係工事施工承認申請書に、次に掲げる図書を添付して川西市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 縦断図（公共下水道本管施工の場合に限る。）
- (4) 横断図
- (5) 詳細図
- (6) 構造図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 申請者が承認を受けた事項を変更しようとする場合は、川西市上下水道局下水道技術課と協議した上、当該変更に係る必要な図書を管理者に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第3条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、法第16条に規定する承認に係る工事等の必要性、技術的な適正等を審査の上、速やかに承認の可否及び条件を決定し、承認するときは法第16条関係工事施工承認書を、承認しないときは法第16条関係工事施工不承認書を申請者に交付するものとする。

(施工承認基準)

第4条 前条の審査は、次に掲げる事項を第2条第1項各号に掲げる図書等の調査、現地調査等により行うものとする。

- (1) 法、川西市下水道条例（昭和49年川西市条例第27号）、川西市下水道条例施行規程（平成23年川西市上下水道事業管理規程第7号）その他関連する法令に違反していないこと。
- (2) 川西市上下水道局公共汚水柵及び取付管設置（撤去）についての基本方針、川西市下水道標準構造図及び下水道施設計画・設計指針と解説 - 2019年度版 - （公益社団法人日本下水道協会発行）その他管理者が必要と認める下水道施設に係る技術基準

等に基づいて適正に設計されていること。

(標準処理期間)

第5条 第2条の申請があった日から第3条の承認(以下「本件処分」という。)をした日までに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(施工承認条件等)

第6条 管理者は、本件処分をする場合は、法第33条の規定に基づき、別表に規定する条件を付すものとする。

- 2 管理者は、本件処分を行う場合は、当該工事の内容等に応じ、別表に規定する条件を変更し、又は別表に規定する条件以外の条件を付すことができる。
- 3 申請者は、本件処分を受けて行う工事等(以下「承認工事」という。)に関して関係機関への手続及び周辺住民への周知を図り、当該工事における苦情等の諸問題については、速やかに対応し、その問題解決に努めなければならない。
- 4 申請者は、承認工事の期間中、承認工事に係る公共下水道施設の維持管理を適切に行わなければならない。

(完了後)

第7条 本件処分を受けた者は、承認工事を完了したときは、速やかに法第16条関係工事竣工届、竣工図面、工事写真その他管理者が必要と認める書類を管理者に提出するとともに、完了検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が適正に施工されているか検査するものとする。
- 3 前項の検査の結果、不備がある場合は、申請者の責において是正し、再検査を受けなければならない。

(施設の帰属)

第8条 承認工事により設置された公共下水道施設については、権利譲渡許可申請書を提出し、検査合格後川西市上下水道局に帰属するものとする。

(監督処分)

第9条 管理者は、承認工事に際して、申請者が法令等又は第6条の規定により付された条件に違反した場合等は、法第38条第1項の規定に基づき、本件処分の取消し、条件変更、行為の中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。

(損害賠償)

第10条 申請者は、承認工事の施行に当たり、公共下水道施設若しくは道路施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(瑕疵担保)

第11条 第8条の規定により帰属された公共下水道施設について、瑕疵が認められた場合は、帰属の日から1年が経過する日までの間は、申請者の責任で補修等を行うものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

作成年月日：令和4年6月20日

更新年月日：令和4年6月20日

別表

- 1 工事費用については、申請者負担とする。
- 2 工事完了後は、竣工図及び写真を添付した竣工届を提出し、検査を受けること。
- 3 工事完了後は、川西市上下水道局に権利譲渡すること。
- 4 工事に起因する諸問題については、申請者が責任を持って対処すること。
- 5 工事施工前に他の地下埋設物の調査及び協議立会を行うこと。
- 6 宅内排水設備工事の着手前に指定工事店を通じて排水設備工事計画確認申請書を提出すること。
- 7 竣工検査完了後に、汚水直接放流を開始すること。
- 8 公共下水道本管及び取付管には、埋設管表示テープを必ず貼ること。また、表示テープは地色を茶とし、文字色が黒で下水道管の表示がある市販のテープとすること。
- 9 公共下水道施設の構造は、川西市下水道標準構造図に従うこと。
- 10 公共汚水枮の蓋の設置については、川西市下水道標準構造図に従うこと。なお車両の乗り入れ箇所となり得る場合もしくはその計画が未定の場合は川西市型防護ふたを使用すること。
- 11 公共汚水枮設置箇所は、官民境界から1m以内とし境界標は保守すること。公共下水道本管及び人孔を設置する場合は、官地内に設置すること。
- 12 関連法令等を遵守すること。
- 13 申請内容に変更がある場合は、川西市上下水道局と事前協議すること。
- 14 取付管間隔は既設を含めて1m以上確保すること。
- 15 平面図に取付管支管部から上流人孔までの距離、取付管延長、管径、管種及び枮深さを記載すること。
- 16 市章等の入った既設の公共汚水枮及び人孔の蓋を撤去する場合、川西市上下水道局指定の場所へ返却すること。
- 17 事前に現地にて、既設下水道施設の状態を把握した後に着工すること。
- 18 人孔設置の際は、人孔蓋のヒンジ及び人孔ステップを下流側に設置すること。
- 19 敷地内に使用しない既設取付管がある場合は、公共下水道本管付近まで撤去及び閉塞すること。
- 20 公共汚水枮取替の際は、既設取付管の管径および管種を確認し、竣工図に記載すること。
- 21 管種、既設取付管口及び取付状況（継手）が確認できるよう写真を撮り、管種が異なる場合は異形管ソケットを使用すること。
- 22 公共汚水枮取替の際は、可能な限り官民境界付近まで取付管を更新すること。